

近江八幡市企業立地促進条例施行規則

令和6年9月20日

近江八幡市規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、近江八幡市企業立地促進条例（令和6年近江八幡市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 投下固定資産総額 企業等が事業所等の立地に要した費用のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地（第6条第1項の規定による申請をした日の3年前の日から当該申請をした日までの間において取得したものに限る。）、家屋及び償却資産の取得額の合計額から次に掲げる費用の合計額を控除した額をいう。

ア 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社から取得した土地、家屋及び償却資産に係る費用

イ 事業所等を増設する場合において、当該増設が従前の家屋又は償却資産の全部又は一部の更新を含むものであるときは、当該増設した家屋及び償却資産のうち更新されたものであると市長が認めたものに係る費用

ウ 国及び地方公共団体並びにこれに準じる公的団体（以下「国等」という。）の他の制度による補助又は扶助を受ける、又は受ける予定があるものに係る費用

エ 第6条第3項に定める対象企業の指定の通知を受ける前に工事に着手した家屋及び償却資産に係る費用

オ その他市長が不相当と認める費用

(2) 常用雇用者 雇用期間の定めがない者であって雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出を行い、かつ、同法第9条第1項の確認を受けたものをいう。

- (3) 新規雇用者 企業等が、事業所等の立地に伴い、条例第6条第1項の規定による申請を行う日の1年前の日以後に新たに雇用した常用雇用者をいう。

(一体的な利用に供される施設)

第3条 条例第2条第3号の事業所（宿泊施設を除く。）と一体的な利用に供される施設であつて規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する施設

ア 対象事業に係る生産工程上又は管理運営上密接な関連を有する物品の販売又はサービスの提供を行うための店舗、展示施設、倉庫その他市長がこれらに類する施設であると認めるものであること。

イ 事業所に附帯する施設であつて、道路、鉄道、河川等により当該事業所と明確に分断されていないものであること。

ウ その床面積が当該事業所の床面積を超えないものであること。

- (2) 立地を行おうとする事業所等に勤務する従業員が利用する寄宿舍その他福利厚生に資する施設

(奨励金の交付対象企業等)

第4条 奨励金の交付の対象となる者は、企業等であつて別表に定める対象要件に該当するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する企業等は、奨励金の交付の対象外とする。

- (1) 近江八幡市税（本市からの課税対象となっていない場合にあつては、法人の主たる事業所の所在地又は個人事業主の住所のある市区町村から課税される税）に未納がある企業等

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する企業等、及び近江八幡市特定旅館の規制に関する条例（平成22年近江八幡市条例第197号）第3条第1号に規定する特定旅館に該当する企業等

- (3) 自己若しくはその家族及び同居人又は自社若しくは自社の役員等が、次に掲げるいずれかに該当する企業等

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この号において「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(4) その他市長が不適当と認める企業等

(奨励金の額)

第５条 立地促進奨励金の額は、次の各号のいずれか低い方の額（１万円未満切捨て）とする。ただし、別表に定める額を限度とする。

(1) 指定事業所等の立地に係る投下固定資産総額に１００分の１０を乗じた額

(2) 指定事業所等に対して賦課される最初の固定資産税額に５を乗じた額

２ 雇用促進奨励金の額は、新規雇用者であつて雇用促進奨励金の交付の申請をしようとする日において指定事業所等に１年以上継続して勤務しているもの（市内に在住している者に限る。）の数に１０万円を乗じた額とする。ただし、１回の申請につき１，０００万円を限度とする。

(指定の申請)

第６条 条例第６条第１項の規則で定める申請は、企業等指定申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出する方法により行わなければならない。

(1) 事業所等立地計画書（別記様式第２号）及び次に掲げる書類

ア 土地の売買契約書、賃貸借契約書又は地上権設定契約書の写し

イ 土地の位置図

ウ 建物の配置図及び設計図

エ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認済証の写し、建物賃借契約書の写し又は建物売買契約書の写し

オ 投下固定資産総額が確認できる書類

(2) 誓約書（別記様式第 3 号）

(3) 法人登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

(4) 法人の定款又は規約

(5) 近江八幡市税（本市からの課税対象となっていない場合にあっては、法人の主たる事業所又は個人事業主の住所のある市区町村から課税される税）に未納がないことが分かる書類

(6) 直近 1 期分の確定申告書及び決算書一式の写し

(7) その他市長が必要と認めるもの

2 条例第 6 条第 1 項及び前項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 対象事業の用に供する家屋に係る建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証の交付を受けた場合 その交付を受けた日から工事に着手する日の前日

(2) 家屋を賃借又は売買により取得し、かつ、工事を行わない場合 当該家屋の賃貸借又は売買に係る契約の締結日から起算して 180 日以内

(3) 前 2 号以外の場合 工事に着手する日の前日

3 市長は、条例第 6 条第 2 項の規定により対象企業として指定したときは指定通知書（別記様式第 4 号）により、指定しないときは不指定通知書（別記様式第 5 号）により、当該指定の申請をした企業等に通知するものとする。

4 対象企業は、条例第 6 条第 3 項の規定による指定の期間内においては、新たな指定の申請を行うことができない。

（奨励金の交付の申請）

第 7 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める申請は、奨励金交付申請書（別記様式第 6 号）に近江八幡市税に未納がないことが分かる書類を添えて市長に提出する方法により行わなければならない。この場合において、当該申請が雇用促進奨励金の交付に係るものであるときは、併せて次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 常用雇用者名簿（別記様式第 7 号）及び次に掲げる書類

ア 雇用保険への加入状況が分かる書類

イ 新規雇用者に該当する者の雇用日が分かる書類

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 条例第 8 条第 1 項及び前項の規定による申請は、事業開始日から起算して 1 年が経過した日から 60 日以内に行わなければならない。ただし、雇用促進奨励金の交付の申請は、5 回行うことができ（ただし、1 年度につき 1 回を限度とする。）、2 回目以降の申請は、本文の規定に関わらず、前回の申請を行った日から起算して 1 年が経過した日から 30 日以内に行わなければならない。

3 市長は、奨励金の交付を決定したときは、奨励金交付決定通知書（別記様式第 8 号）により、対象企業に通知するものとする。

（奨励金の請求等）

第 8 条 奨励企業は、前条第 3 項の規定による通知を受けたときは、奨励金交付請求書（別記様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該通知が立地促進奨励金に係るものであるときは、奨励金交付決定通知書に記載された立地促進奨励金の分割の額に従い、1 年度につき 1 回、5 分割された額を請求しなければならない。

（奨励金の交付）

第 9 条 市長は、奨励企業から奨励金の交付の請求があったときは、当該奨励企業に対し、遅滞なくこれを交付するものとする。

（立地完了等の届出）

第 10 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める書類を遅延なく市長に提出する方法により行わなければならない。

(1) 条例第 9 条第 1 項第 1 号に該当する場合 次に掲げる書類

ア 立地完了届（別記様式第 10 号）

イ 奨励金の交付の対象となる土地又は家屋に係る登記事項証明書

ウ 投下固定資産総額を確認することができる書類

エ 土地の位置図

オ 建物の配置図

カ 奨励金の交付の対象となる土地、家屋及び償却資産の完成図又は写真

キ その他市長が必要と認めるもの

(2) 条例第9条第1項第2号に該当する場合 事業開始届（別記様式第11号）

(3) 条例第9条第1項第3号に該当する場合 指定辞退届（別記様式第12号）

(4) 条例第9条第1項第4号に該当する場合 次に掲げる書類

ア 立地計画変更届（別記様式第13号）

イ 第6条第1項各号に掲げる書類のうち、変更が生じた事項に係るもの

ウ その他市長が必要と認めるもの

(4) 条例第9条第1項第5号に該当する場合 事業廃止・休止届（別記様式第14号）

2 条例第10条第2項の規定による届出は、奨励金交付停止事項解消届（別記様式第15号）により行うものとする。

（指定の取消し等）

第11条 市長は、条例第10条第1項の規定により、次の各号に掲げる処分をしたときは、当該各号に定める様式により通知するものとする。

(1) 指定の取消し 指定取消通知書（別記様式第16号）

(2) 奨励金の交付の決定の取消し 奨励金交付決定取消通知書（別記様式第17号）

(3) 奨励金の交付の停止 奨励金交付停止通知書（別記様式第18号）

(4) 既に交付した奨励金の全部又は一部の返還命令 奨励金返還命令通知書（別記様式第18号）

2 市長は、条例第10条第3項の規定により奨励金の交付の停止を解除したときは、奨励金交付停止解除通知書（別記様式第20号）により通知するものとする。

（地位の承継）

第12条 条例第13条の規則で定める承認は、地位承継承認申請書（別記様式第21号）

に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長がその内容を承認する方法により行う。

(1) 合併等を行ったことが分かるもの

(2) 誓約書

(3) 定款及び全部事項証明書（法人に限る。）

(4) 近江八幡市税（本市からの課税対象となっていない場合にあつては、法人の主たる事

業所又は個人事業主の住所のある市区町村から課税される税）に未納がないことが分かる書類

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、地位承継承認通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

対象事業 の区分	立地の 区分	対象要件		立地促進 奨励金の 限度額
		当該立地に係る 投下固定資産総額	当該立地に係る常用雇用者数 （うち新規雇用者数）	
製造業、情報 通信業又は 研究業	新設	50億円以上	51人以上（20人以上）	10億円
			51人以上（5人以上20人未満）	5億円
			20人以上51人未満（5人以上）	5億円
	移設	5億円以上50億円未満	20人以上（5人以上）	4億円 9,999万円
			51人以上	10億円
		50億円以上	20人以上51人未満	5億円
			51人以上	4億円 9,999万円
	増設	50億円以上。	51人以上（5人以上）	10億円

		ただし、新たに	5 1 人以上（2 人以上 5 人未満）	5 億円
		土地を取得する	2 0 人以上 5 1 人未満（2 人以	5 億円
		場合に限る。	上）	
		5 0 億円以上。 ただし、新たに 土地を取得しな い場合に限る。	2 0 人以上（2 人以上）	5 億円
宿泊業		5 億円以上 5 0 億円未満	2 0 人以上（2 人以上）	4 億円 9, 9 9 9 万円
	新設	5 億円以上	2 0 人以上（5 人以上）	2 億円
	移設	5 億円以上	2 0 人以上	2 億円
	増設	5 億円以上	2 0 人以上（2 人以上）	2 億円